# ID:　59

## 担当部署:　教育委員会事務局 生涯学習課

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **処分の概要** | | 使用許可の取消し等 | | | |
| **例規名**  **根拠条項** | | スポーツプラザ藤崎条例　第6条(第17条第2項において読み替える場合を含む。) | | | |
| **例規番号** | | 平成17年条例第81号 | | | |
| 【根拠条文】  (使用許可の取消し等)  第6条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは使用の条件を変更することができる。  (1)　第4条の規定による使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。  (2)　使用者が虚偽の申請により使用の許可を受けたとき。  (3)　使用の許可の後に前条各号のいずれかに該当すると認められたとき。  (4)　公益上、やむを得ない事由が発生したとき。  2　前項の規定による使用の取消し等によって生じた損害について、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。  【基準】  根拠条文及び藤崎町暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例第3条の規定による。  (規制及び使用料の返還)  第3条　町長及び教育委員会(以下「町長等」という。)は、個別条例等の定めにもかかわらず、公共施設の利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。  2　町長等は、既に公共施設の利用の許可がなされている場合においても、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、当該許可を取消すことができるものとする。この場合において、当該取消しに伴う損害賠償の責めを負わない。  3　町長等は、前項の規定に基づき公共施設の利用の許可を取り消した場合において、既に使用料が納付されているときは、速やかに当該使用料を返還しなければならない。 | | | | | |
| 備考 |  | | | | |
|  | | | | | |
| **設定年月日** | | | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 年　　月　　日 |